

旅券の日本での集中作成の開始に伴う、旅券発給期間の変更に関するお知らせ

1 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加

- (1) 9月18日の領事メールにてお伝えさせていただきましたとおり、2025年3月24日から、旅券（パスポート）の偽変造対策を強化するため、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。現在お持ちの旅券は有効期間まで使えます。この機会に有効期間をご確認ください。
- (2) 2025年3月24日以降、新しい旅券は全て日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、現在は、旅券の申請から交付まで約6日で行っておりますが、2025年3月24日以降は、一か月程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。
- (3) 具体的には、今後当館ホームページ等でご案内いたしますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期間が十分かご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい（旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です。）。
- (4) なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えしますが、交付準備が整った段階で再度ご連絡することになります（窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。）。

2 書面の郵送申請の場合の領事出張サービスでの旅券発給・遠隔地居住者の即日発給サービスの終了

- (1) これまで、当館から遠方にお住まいで、書面での申請を希望する邦人の方には、領事出張サービス実施日（や、当館への来館予定日）までに、旅券発給申請書を事前郵送いただき、当日にご本人が受領のために来館される前提で、同日に旅券を交付していました。
- (2) 一方、2025年3月24日以降は、旅券が日本国内で作成されるため、こうした対応が困難となるため、3月24日以降、郵送での旅券申請、領事出張サービス時の発給、事前予約による当館来訪時の旅券の即日発給のサービスができなくなります。このため、旅券の即日発給サービスを希望される場合には、3月23日まで（書類必着）に申請ください。
- (3) また、遠方にお住まいの方におかれては、是非オンライン申請の利用をご検討ください。オンライン申請であれば、来館は交付の際の1回となります。また、十分な時間的余裕をもってオンライン申請をしていただければ、領事出張サービス（年に1回、不定期）時に当館に到着している旅券を交付することも可能です（ただし、旅券の有効期間は日本で作成された日から開始となります）。

オンライン申請の利用方法は、下記のリンクからご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-pasu.html

3 本邦ご親族の旅券

本邦のご家族においても、具体的な渡航予定がなくても、急遽渡航する必要が生じる場合に備え、旅券を取得しておくようご助言をお願いします。